

我孫子市医療機関等オンライン診療・服薬指導導入事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大防止を図るため、医療機関におけるオンライン診療及びオンライン服薬指導並びに薬局におけるオンライン服薬指導の実施に必要な環境整備を支援するため、我孫子市医療機関等オンライン診療・服薬指導導入事業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号。第8条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（歯科医師が歯科医療を行うものを除く。）をいう。
- (2) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局をいう。
- (3) オンライン診療 医師・患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為を即時に行う診療であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に規定するオンライン診療料を算定する診療
 - イ 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、厚生労働省医薬・生活衛生

局総務課通知。次号において「厚労省通知」という。)に基づき実施される情報通信機器を用いた診療

- (4) オンライン服薬指導 薬局又は医療機関の調剤所において、厚労省通知に基づき実施される情報通信機器を用いた情報の提供及び指導(薬剤師法(昭和35年法律第146号)第25条の2に規定する情報の提供及び指導をいう。)をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、本市に所在する医療機関及び薬局であって、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで(次条において「令和2年度」という。)の間にオンライン診療又はオンライン服薬指導(以下「オンライン診療等」という。)の実施を開始したものである。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和2年度中に支出した別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費を合計した額(消費税及び地方消費税を除き、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、1医療機関又は1薬局当たり30万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、我孫子市医療機関等オンライン診療・服薬指導導入事業支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 交付申請額の算定の根拠となる書類
- (2) その他市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、我孫子市医療機関等オンライン診療・服薬指導導入事業支援補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条第6号の規定により付する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 市ホームページ、広報あびこ等において、オンライン診療等を実施する者として名称、所在地、電話番号等が公表されることに同意すること。
- (2) この補助金が交付される補助対象経費について、重複して他の補助金、支援金等の交付を受けてはならないこと。

(事業の変更等の申請等)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者(次条において「交付決定者」という。)は、第6条の申請書の内容を変更しようとするとき(市長が認める軽微な変更を除く。)又は交付決定を受けた事業(次条において単に「事業」という。)を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ我孫子市医療機関等オンライン診療・服薬指導導入事業変更(中止・廃止)申請書(様式第3号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、我孫子市医療機関等オンライン診療・服薬指導導入事業変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業が完了した日又は前条第2項の規定による廃止の承認の通知を受けた日から20日以内に、我孫子市医療機関等オンライン診療・服薬指導導入事業支援補助金実績報告書(様式第5号。次条において「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に実績を報告しなければならない。

- (1) 我孫子市医療機関等オンライン診療・服薬指導導入事業支援補助金支払実績書(様式第6号)
- (2) 事業の着手及び完了を確認できる書類
- (3) 補助対象経費に係る実績を証する書類

(4) その他市長が必要があると認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、実績報告書及び添付書類により、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、我孫子市医療機関等オンライン診療・服薬指導導入事業支援補助金交付確定通知書(様式第7号)により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた者が、補助金を請求しようとするときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に我孫子市医療機関等オンライン診療・服薬指導導入事業支援補助金交付請求書(様式第8号)により、市長に請求しなければならない。

(処分の制限)

第13条 補助金の対象となる事業により取得し、又は効用の増加した財産は、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付を受けた者に係る第13条に規定する処分の制限は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
<p>情報通信機器等の 購入費用等</p>	<p>主にオンライン診療等を実施するために使用する情報通信機器（スマートフォン（電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）別表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動端末設備であって、タッチスクリーン（映像面を有する入出力装置であって、当該映像面に使用者が触れることにより入力が行われるものをいう。）を有するものをいう。）を除く。）及び関連機器の購入又は賃借に要する費用</p>
<p>オンライン診療等の導入に係る初期費用</p>	<p>システムの設定に要する費用その他のオンライン診療等の導入に係る初期費用</p>
<p>オンライン診療等システム使用料</p>	<p>オンライン診療等を実施するために使用するシステムの使用料</p>